

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業
平成26年度施策実施状況報告書

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業
平成26年度 施策実施状況報告書

目次

1	作成の趣旨	1
2	本報告書の構成	1
3	基本理念	1
4	基本目標	2
5	基本計画の体系	2
6	「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進	3
	（1）男女共同参画配慮度評価とは	3
	（2）評価方法及び内容	3
	（3）平成26年度施策事業実施担当課評価	4
7	施策の評価（重点的に取り組むこと）	6
	（1）男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実	6
	（2）「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	7
	（3）男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	8
	（4）人権尊重を踏まえた心身の健康支援	9
	（5）女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	10
	（6）「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実	11
	（7）多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備	12
	（8）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	13
	（9）男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進	14
	（10）男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	15
8	関連施策・事業の数値目標	16
9	総合評価	17

平成26年度施策実施状況報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）」第24条に基づき、日向市男女共同参画プランの施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

2 本報告書の構成

「日向市男女共同参画推進条例」の7つの理念に基づき、家庭・地域・職域・学校などあらゆる分野において男性も女性も個性と能力を十分に活かし、いきいきと暮ることができる「男女共同参画社会」にむけた実施概要と成果を10の「重点的に取り組むこと」ごとにまとめました。

3 基本理念

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画の形成について、7つの基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらずすべての人が、人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- すべての人の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第6条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第7条）
- 教育における配慮（第8条）
- 国際理解及び国際協力（第9条）

4 基本目標

男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・地域・職域・学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の3つの基本目標を定めます。

- 「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画意識の涵養
- 性別にかかわらず多様な生き方の選択を可能にする生活環境の充実
- 男女の共同参画による多様性に富んだ活力ある地域づくりの推進

5 基本計画の体系

○重点的に取り組むこと

- (1). 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実
- (2). 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
- (3). 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- (4). 人権尊重を踏まえた心身の健康支援
- (5). 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- (6). 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実
- (7). 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備
- (8). 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (9). 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進
- (10). 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

6 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「第4次向日市男女共同参画プラン」を実効性のあるものとするため、市の施策について、男女共同参画の視点からの配慮の度合いを評価します。

担当課評価として、各課は担当課施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点からの取組に対する配慮の度合いを評価し、その結果により職員の意識改革に努め、次年度以降、さらに男女共同参画に配慮した事業の推進を図ります。

(2) 評価方法及び内容

①担当課評価

○事業の評価

プランに掲載した169事業を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況について男女共同参画の視点に立った担当課評価を実施します。

実施後の状況については、「チェックポイント5項目」に基づき、評価を実施しました。評価については、項目ごとに、①達成できた ②ほぼ達成できた ③達成できたとはいえない ④達成できなかった ⑤非該当 の5段階で評価しました。

チェックポイント5項目	1 事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにしたか。
	2 事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとらわれないものとなっていたか。
	3 男女にとって、また、様々な立場の人（障がい者、子どもを持つ人等）にとって、利用・参加しやすいような配慮をしていたか。
	4 広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫したか。
	5 事業の効果が男性、女性それぞれに寄与したか。

評価（達成度）	点数	目 安
ア 達成できた	4	達成状況が9割以上
イ ほぼ達成できた	3	達成状況が6～8割
ウ 達成できたとはいえない	2	達成状況が3～5割
エ 達成できなかった	1	達成状況が2割以下
オ 非該当	0	該当しない項目である

②男女共同参画担当課（地域コミュニティ課）による内部評価

③向日市男女共同参画行政推進会議・幹事会での内部評価

④外部評価

向日市男女共同参画推進審議会において、委員の皆さんから意見をいただきます。

(3) 平成26年度施策事業実施担当課評価

1. 「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が「チェックポイント5項目」に基づき、評価を行った結果は次のとおりです。

「達成事業数」は、担当課が「ア達成できた」「イほぼ達成できた」と評価した事業数です。

	チェックポイント5項目 (男女共同参画の視点での 実施と工夫内容の点検)	平成24年度 達成事業数 (達成率)	平成25年度 達成事業数 (達成率)	平成26年度 達成事業数 (達成率)
1	事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにした。	73事業 (65.2%) 73/112事業	102事業 (77.9%) 102/131事業	99事業 (76.7%) 99/129事業
2	事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとらわれないものとした。	108事業 (80.0%) 108/135事業	136事業 (88.9%) 136/153事業	139事業 (91.4%) 139/152事業
3	男女にとって、また、様々な立場の人(障がい者、子どもを持つ人等)にとって、利用・参加しやすいような配慮をした。	71事業 (60.7%) 71/117事業	109事業 (79.0%) 109/138事業	116事業 (85.3%) 116/136事業
4	広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫した。	63事業 (60.0%) 63/105事業	83事業 (71.6%) 83/116事業	83事業 (70.3%) 83/118事業
5	事業の効果が男性、女性それぞれに寄与した。	101事業 (74.3%) 101/136事業	136事業 (88.8%) 136/153事業	142事業 (91.6%) 142/155事業

※ () 内は総事業のうちの割合。(非該当を除く)

2. 「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が、基本計画の体系（重点的に取組むこと）別に、男女共同参画配慮度の評価を行った結果は次のとおりです。 ※事業については、複数の体系（重点的に取組むこと）にまたがっているものがあるため、合計事業数は169事業となりません。

重点的に取組むこと	担当課数	事業数	平成24年度達成率	平成25年度達成率	平成26年度達成率
(1) 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実 ※プラン P11～P12	6	11	64.5%	80.7%	83.8%
(2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実 ※プラン P13～P14	5	5	55.8%	74.3%	77.3%
(3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し ※プラン P15～P16	7	11	71.7%	79.3%	80.9%
(4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援 ※プラン P17～P18	5	14	67.4%	84.7%	85.8%
(5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備 ※プラン P19～P26 ※DV防止計画 P49～P58	14	59	59.0%	81.9%	83.4%
(6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実 ※プラン P27～P28	7	16	62.2%	76.7%	75.2%
(7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備 ※プラン P29～P31	11	24	67.6%	79.0%	80.4%
(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ※プラン P32～P33	7	14	70.6%	76.5%	78.5%
(9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進 ※プラン P34～P35	10	15	74.2%	77.7%	75.1%
(10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 ※プラン P36～P37	2	8	79.2%	88.0%	88.5%

7 施策の評価(重点的に取組むこと)

(1) 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P11~P12)

男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりの男女共同参画意識の涵養を図る取組が基盤であり、教育・学習が果たす役割はきわめて重要です。

本市においては、家庭・地域・職域・学校などのさまざまな分野において、相互の連携を図りつつ、性別や年齢にかかわらず、生涯にわたり男女共同参画社会について、教育・学習の機会を提供するとともに、その内容の充実を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 市民啓発について(男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催の講座等開催状況)

講座等	回数	参加者
基礎講座、法律講座等	5回	126名
出前講座	4回	110名
男性の料理教室	2回	44名
日向ひまわりフォーラム講演会	1回	512名

2. 男女共同参画の内容を含む人権教育の研修会の実施

・教職員(各学校毎)年3回

・家庭教育学級26学級、女性学級12学級、高齢者学級20学級

3. 校長・教頭研修「男女共同参画・命の大切さ等人権全般」参加者12名

4. 市職員対象の男女共同参画研修 年1回実施 参加者53名

5. 男女共同参画基礎講座において、「ワーク・ライフ・バランス～仕事も生活も大切に生きる生き方～」の中でメディア・リテラシーについて講演を受けた。参加者16名

6. 幼稚園教諭・保育士を対象にした男女共同参画研修を実施。「こどもを大切に作る関わり方」

講師：黒田奈々さん(NPO法人ドロップセンター理事長)参加者38名

【評価】

1. 市民に対する学習機会の提供については、関係課等において、研修会、出前講座、基礎講座、男性の料理教室、講演会等がそれぞれ開催されている。市民啓発に関する講座、出前講座を定期的に開催していることは評価できるが、受講者の固定化の解消及び事業効果を高めるためには、イベントの開催方法の検討や啓発対象者を絞った啓発等更なる工夫も必要と思われる。

2. 平成26年度に初めて幼稚園教諭及び保育士を対象にした男女共同参画研修を実施した。幼少期から男女共同参画を進める教育を広げるためにも有効な研修だと評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 家庭教育学級等の計画作成の際、努力目標に「男女共同参画」を加えることで、さらに多くの学級が学習機会を得ることができる。(文化生涯学習課)

2. メディアを通じて「男性とはこうあるべき、女性はこうあるべき」と決めつけてしまいがちなため、メディアを読み解く力をつけるメディア・リテラシーを取り入れた講座等の充実を図るとともに、受講生の固定化を改善したい。(地域コミュニティ課)

※メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力。メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

(2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P13～P14)

私達の暮らしの中に、性別に起因する偏見や差別は、依然として根深く存在しています。このような現状を踏まえ、人権に関する教育・学習の内容に「男女の人権の尊重」の視点の深化を図るとともに、人権教育・人権学習を担うあらゆる主体、人材に、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念についての理解を深める取組を推進しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 人権教育研修会

- ・人権同和教育研修会（年4回）・・・教職員を対象にした研修会を実施

5月実施：小中学校管理職を対象

8月実施：教職員や学校関係者を対象

12月実施：教職員を対象とした各学校における人権・同和教育の取組についての報告会

2月実施：管理職と社会科担当教員を対象とした各学校における社会科での取組みについての報告会

- ・人権同和问题啓発講師団研修会（年2回）講師団及び市職員 参加者延べ85名

演題「障害者差別解消法とは」講師 東俊裕氏（元内閣府 障がい者制度改革推進室長）

演題「人権の根っこを見据えて～無関心とアレルギーを克服するために」講師 稲積謙次郎氏（福岡県人権施策推進懇話会会長）

2. 障がい者週間（12月3日～9日）

- ・「2014日向市ふれあいフェスタ」の開催（市民参加 約1,000名）

「出会おう ふれ合おう いい町 いい人 いい心」をテーマに、卓球バレー、点字等の体験コーナーを設け、障がい児を含めて、障がいのある人の文化向上と社会参加の促進を図った。また、まちなかハロウィンと同日開催し、開催場所が近いことから、まちなかハロウィンの参加児もふれあいフェスタに来場できるよう連携し、活発な交流を図った。

- 3. 「2014日向市ふれあいフェスタ」の実行委員会は、団体、事業所等からの選出であるが、半数以上は女性であった。男女共同参画の視点はもとより、障がいの特性に応じてそれぞれができる範囲で役割を持ち、協力して設営や運営に当たった。

【評価】

- 1. 教職員及び市職員等を対象にした研修等が、毎年継続的に実施されている。学校教育の現場で偏見や差別をなくすための研修が実施されていることは、「男女の人権の尊重」の視点を持つことへの理解を深めることとなる。

- 2. 障がい児の権利を尊重し、また主体的に生活できるように、関係課の取組等が工夫されている。

- 3. ふれあいフェスタは、当日の参加のみならず、計画段階から女性が多く参画している点が評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

- 1. 病気や障がい等により特別な支援や配慮が必要な児童生徒が、学習上や生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための指導・支援ができるような体制づくりをしていく。（学校教育課）

- 2. 人権講座講師の育成については、人権全般で取り組んでおり、平成26年度は、障がい者問題と同和問題を取り上げた。今後も、男女共同参画の推進に則した講師選定を行っていく。（地域コミュニティ課）

(3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

(第4次日向市男女共同参画プラン P15～P16)

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれに目的や経緯をもって生まれてきたものであり、性別にかかわらず、すべての人の多様な生き方の選択に影響を及ぼしています。そのことへの認識を広く共有し、その阻害起因となっているものについての見直しを進める必要があります。

市民一人ひとりが、現行の制度や慣行が私たちの暮らしにどのような影響を及ぼしているのかについての気づきを拓くことが重要であるため、あらゆる機会において、男女共同参画についての確かな理解を定着させるための広報や学習を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 男女共同参画週間（6月23日～29日）
 - ・パネル展（市役所1階ロビー）
 - ・街頭啓発（イオン日向店）
2. 男性の料理教室〔男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催 年2回〕（延べ44名参加）
3. 男性向けの料理教室〔公民館主催：1教室（5回/年）〕（延べ52名参加）
4. 日向ひまわりフォーラム講演会 内容「人生は8合目からが面白い」（512名参加）
5. 人権出前講座 年間28回開催（延べ386名参加）
男女共同参画の視点からの慣行・しきたりの見直しについての課題を取り上げて実施
6. 家族介護教室〔中央包括支援センター主催：年1回〕〔東郷包括支援センター主催：年1回〕
7. パパママ教室〔こども課〕年6回 日曜日開催
夫（イクメンパパ）の役割についての講話。沐浴実習、夫の妊婦シュミレーター実習。
8. 男女別の職業意識を持つことなく児童生徒が主体的に将来の方向を決定できるよう、全小中学校で企業と連携した出前授業を実施し、中学校では職場体験学習も実施した。
9. 国の地域少子化対策強化事業を活用し「日向市子育てガイドブック」を作成し、その中で育児休業制度に関しても紹介した。

【評価】

1. こども課主催のパパママ教室が継続的に開催されていることは、性別役割分担意識を解消するための取組として評価できる。
2. 「日向市子育てガイドブック」は、男女を対象としたものでわかりやすい内容となっており、育児への男性参画に役立つものと思われる。
3. 学校教育の中で、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導、職場体験実習が継続して行われている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 出産を控えた夫婦に、妊娠・出産・育児について学んでもらい、それぞれの役割分担を確認し、お互いを尊重しながら協力していく体制が得られるよう努めていく。（こども課）
2. 生活面での自立支援のため、家事・介護等の講座の充実をはかり、女性学級や高齢者学級では介護を学習課題とし、出前講座で引き続き紹介したい。（文化生涯学習課）
3. 引き続き、企業と連携して、男女共同参画の視点に立った出前講座や職場体験を実施する。（学校教育課）
4. 育児休業は、産休を取得する女性職員が、引き続き子育てのために取得するケースがほとんどである。男性職員に対する普及啓発が課題である。（職員課）
5. 講演会等で男性の育児休業促進のためのパンフレットを配布したが、男性の育児・介護休業制度を利用した事例等の情報提供していくことが必要。（地域コミュニティ課）

(4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援

(第4次日向市男女共同参画プラン P17～P18)

性別にかかわらず、すべての人の尊厳が守られることは、「男女の人権の尊重」の視点から市民一人ひとりの暮らしの質の向上をめざす男女共同参画社会の基盤となるものです。

なかでも、一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取組については、それぞれの性に関わる身体的特徴への理解を深める必要があります。すべての人が、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう心身の健康に関する支援を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんびあ」のロビーにおいて、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についてのパネルを掲示（4月～8月）
2. 各学校において、学級活動の時間を中心に、小学校1年生から中学校3年生まで、年間3～5時間性教育を実施している。また、道徳の時間に男女仲良くすること等、人との関わりについて系統的に学ぶよう計画され、具体的な指導法について、教職員対象に研修会を行い、保健体育科では、警察官を講師に飲酒・喫煙等による身体に及ぼす影響等についての授業を実施している。
3. 健康教育…高齢者クラブほか105回(3,003名)、健康相談…高齢者学級ほか13回(43名)
4. 健康づくり推進員による活動：各区1名(89名)女性54名、男性35名
 - ・検診のPR、健康座談会の実施、ラジオ体操講習会への参加等
5. 生活習慣病の予防や高齢者の低栄養予防を推進するための地区講習会の開催
 - ・生活習慣病予防のための教室…12回(女性164名、男性41名)
 - ・おやこ等食育教室…5回(大人96名、子ども193名)
 - ・低栄養予防のための教室…24回(女性373名、男性44名)
6. 青少年育成センター事業…各地区やイベント等に見回りを実施。(135回 延べ454名)
7. 有害図書等規制のため、「白いポスト運動」による環境浄化の推進
 - ・6回実施(雑誌、ビデオ、DVD等614件回収)

【評価】

1. 健康づくり推進員の活動については、性別の偏りが少なく、男性も女性も活動に関わっている点が評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）については、解りにくい課題であるため、誰もが理解できるよう啓発内容について研究していきたい。(地域コミュニティ課)
2. 栄養教諭や栄養職員による指導を通して、各学校の食育を推進するとともに、食育に関わる推進会議を開催する。家庭科の分野を男女ともに学習することで家庭生活への男女参加を向上できた。食物アレルギーに関する対策を整備する。(学校教育課)
3. 食生活改善推進員は、以前、推進員の上部団体により男性の推進員が認められていなかったが、平成25年度から正式に男性の加入が認められるようになった。しかし、まだ日向市には男性推進員がいない状況となっており、男性の加入を進めることが課題。(いきいき健康課)

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

(5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P19～P26)

(日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画 P49～P58)

配偶者等からの暴力やセクシャル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題でなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

本市では、「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定していますが、「日向市男女共同参画プラン」と一体となって、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶を目指し、暴力の防止と被害者救済に向けた様々な環境の整備に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 「女性に対する暴力をなくす週間」(11月12日～25日)
 - ・DVに関するパネル展、「DV、デートDV講座」を実施
2. 出前講座：日向工業高校 教職員対象1回(38名参加)「セクシャルハラスメントについて」
3. 男女共同参画相談員及び教育関係職員(市内小中学校生徒指導主事)を対象とした研修会を実施。
4. 日向地区DV相談機関ネットワーク会議開催 日向市DV対策庁内連絡会議開催
5. 成人式の際、相談室案内のカード、「デートDV」のパンフレットを配布。
6. 家庭相談対応の保育士と保健師、家庭児童相談員を配置し、関係機関や行政職員と連携を取りながら保護者に対して専門的な相談体制を整え支援している。
7. 日向市障がい者センター「あいとびあ」において、毎週土曜日に相談室開設。
8. 日向市障がい者虐待防止研修会1回開催、日向市障がい者虐待防止連絡会1回開催。
9. DV相談件数と対応部署 ※延べ件数

相談対応部署	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①さんびあ相談室	19件	12件	15件
②関係課(こども課、福祉課、高齢者あんしん課、建築住宅課、学校教育課、市民課、地域コミュニティ課)	8件	14件	15件

【評価】

1. 女性の人権を侵害する行為に対して、その根絶に向けた取組を行っているが、いまだに暴力を個人的な問題、家庭内の問題として捉えている意識も根強く、さらなるDV、デートDVについての研修等が必要である。また、女性の社会進出に伴って、職場でのマタニティハラスメントも現在問題視されており、その理解についての取組も併せて行う必要がある。
2. DV相談に関しては、複数の問題を抱えるケースが多く、関係部署も多岐にわたることがあるため、連携強化と情報共有に関する規定の整備が必要。

2 今後の方向性・検討事項

1. 虐待をしている側の家族や養護者にも介護疲れや家族間の人間関係などの要因があるため、「虐待される側」「虐待する側」の双方への支援策を障がい福祉サービス事業所、行政など関係機関と検討していく。(福祉課)
2. 高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターにおいても、相談者のプライバシーに配慮した相談体制を整える。(高齢者あんしん課)
3. DV相談については、被害者の個人情報保護の徹底が必要であり、関係各課と十分に協議を行い、情報共有のルールを構築していきたい。(地域コミュニティ課)
4. デートDV防止に向けての取組を強化していく必要がある。今後、関係各課及び関係機関と情報交換等行いながら、広報啓発のあり方を検討していきたい。(地域コミュニティ課)
5. DVは、男女関係なく被害者がいることから、市営住宅の優先入居については、女性のみならず、男性からの入居相談も受け付けることにしている。しかし、現状は、男性からの相談は無いため、情報発信等に取り組みたい。(建築住宅課)

(6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P27～P28)

男女共同参画社会の形成がめざす市民一人ひとりの多様な暮らしの質の向上に向けて、性別にかかわらず、働いている人が、それぞれの望む「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を可能にする環境の整備が求められています。

「仕事と家庭の調和」については、その前提として、性別や雇用・就業形態の違いにより、差別されることのない就業環境の整備が求められます。本市における就業のあらゆる分野において、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と子育て支援等の生活環境の充実に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 日向ひまわりフォーラム講演会
演題「人生は8合目からが面白い」講師：田部井淳子さん 登山家 (512名参加)
2. 男女共同参画基礎講座
・講座「ワーク・ライフ・バランス～仕事も生活も大切にできる生き方～」 (16名参加)
3. 実践型地域雇用創造事業 (実施主体：日向市地域雇用創造協議会)
・求職者向けの人材育成の各種セミナーの開催 (193名参加)
・自宅や小規模の事務スペースで起業・創業が行えるSOHOセミナーを開催 (16名参加)
4. 新規就農相談件数・・・平成26年度20件 (うち女性2件)
5. 市職員の育児休業等の取得について
・育児休業取得者：12名 (うち男性1名)、産前産後特別休暇取得者：3名
・短期介護休暇取得者：6名
6. 地域資源を生かした活動の推進として、「とうごうグリーンツーリズム研究会」を開催。12回

【評価】

1. ワーク・ライフ・バランスに関しては、企業経営者への啓発や企業との連携が必要。女性の活躍推進法に基づく行動計画の策定等、商工担当課と男女共同参画担当課との連携した企業向けの取組が求められる。
2. 「とうごうグリーンツーリズム」では、女性の視点から発展的な意見が多数出され、それが観光客からも高い評価を得ており、男女共同参画を進めたことで質の高い事業となっていることが評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 就業環境の整備と生活環境の充実に関する定期的な相談窓口設置については、関係各課と協議していきたい。(地域コミュニティ課)
2. 各種セミナーを実施できるよう国への事業申請を行うとともに、関係機関との連携を図りながら情報提供に努めていく。(商工港湾課)
3. 東郷地域独自の観光商品として確立させるため、毎月推進委員会を実施する中で都市部の観光客を受け入れるため、女性の視点から発展的な意見が多数出される等、男女の建設的な意見がうまく融合されており、このことは新たな観光メニューとして観光客の視点からの高い評価を受けている。今後は、都市部の観光客の民泊受入など、新たな事業の確立を図る上で、男女が互いに協力し、創意工夫を重ねることで、地域の女性の新たな就業の場となり得るようさらなる活動を進めていく。(観光振興課)

(7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P29～P31)

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。これには、就業形態の多様化が深く関わっており、中でも、厳しい雇用環境に置かれやすいひとり親家庭や障がいのある人等が、経済的なことも含め、安定した生活が送れるよう対応が求められています。

本市では、男女共同参画社会の形成に向けて求められる生活形態・家族形態の多様化に対応する環境の整備に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 多様な子育て支援

	施設数	利用者数		施設数	利用者数
延長保育	20	35,006名	地域子育て支援センター	1	8,664名
一時保育 (自主事業)	2 14	1,993名	ファミリーサポートセンター	1	445名 (登録者数)
休日保育	1	384名	つどいの広場	1	2,993名
病後児保育	2	991名	放課後子ども教室	7	149名 (登録者数)
児童館	2	27,610名	放課後児童クラブ	6	2,661名

2. ひとり親家庭の支援体制

- ・児童扶養手当給付事業
- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業
- ・高等技能訓練促進費等事業、自立支援教育訓練給付金事業（平成25年度より父子家庭も対象）
- ・ひとり親世帯の入所児童数・・・321人（18.1%）

3. 障がい者への生活支援・・・障がい福祉サービス利用者（延べ12,504名）

補装具費支給者（153名）、日常生活用具給付者（延べ1,353名）

4. 介護相談員派遣事業・・・介護施設9事業所を巡回（訪問回数延べ96回、216名）

5. 消費生活出前講座32回開催、啓発活動5回、消費者問題相談件数202件

6. スポーツ教室延べ49回開催 参加者数731名

7. 国際交流活動・・・おしゃべりで国際交流等イベントを2回開催。英会話教室開催。

【評価】

1. 多様な子育て支援では、子育て中の人々の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育等が実施されている。また、ファミリーサポートセンター登録者数が前年の312名と比較して133名増加するなど制度の浸透が図られている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 継続して事業を実施し、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。（こども課）
2. 地域子育て支援センターの利用は大部分が母親である。事業の周知を通して父親の子育て参加を促す工夫を検討する。（こども課）
3. ひとり親家庭に対する支援については、平成26年10月から「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子ならびに寡婦福祉法」に改正され、父子家庭に対する法整備がなされたが、父子家庭の制度利用は少ない。適切な支援に繋げるための各制度の周知に努める。（こども課）

(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(第4次日向日市男女共同参画プラン P32～P33)

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、女性のみならず、多様な立場の市民の声を反映していくことが必要です。そのために、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。

本市では、意識改革や人材育成を図り、政策・方針決定過程に多様な立場の人の意志が反映されるよう、より一層の女性の参画の拡大に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 女性の公職参加状況

女性登用率	平成24年度	平成25年度	平成26年度
審議会等	23.8%	22.7%	24.0%
市役所の係長職 以上に占める女 性の割合	18.9%	19.7%	19.1%

2. 農業委員会・・・委員28名中2名が女性（登用率7.1%）

3. 市職員の役職（係長職以上）に占める女性の割合・・・19.1%（平成25年度19.7%）

4. 新庁舎建設基本方針の策定に当たり、庁外の有識者や各種団体、公募市民で構成する「日向日市新庁舎建設市民懇話会」を設置し、各界階層から広く意見を求めた。

5. 新庁舎建設の「市民ワークショップ」では、メンバーを公募した結果、総数15人の応募であったが、うち7名は女性であり、年代層も含め男女のバランスがとれた構成により市民から広くさまざまな意見を伺うことができた。「市民説明会」では、市民代表の立場で市民ワークショップ参加者のうち、リーダー的役割を務めていた女性2名に登壇いただき、ワークショップでの成果を発表いただいた。

【評価】

1. 審議会等への女性登用率は、平成26年度は前年度より1.3ポイント増の24.0%であった。委員選任の際の職務指定（充て職）等が考えられるため、団体等からの推薦などにおいて柔軟な対応が必要ではないかと思われる。今後も引き続き、女性の参加促進の取組が必要である。

2. 新庁舎建設にあたって、女性の意見も積極的に取り入れたことは、男女ともに利用しやすい庁舎建設をめざすうえで評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 定期的に審議会等委員の女性の参画状況を調査し、改善方策等について検討を行い、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の委員への推薦について協力を要請する。（関係各課）

2. 今後も引き続き、女性の参画拡大に向けて、各課より審議会等の女性委員の情報を収集し、女性委員リストを活用していきたい。（地域コミュニティ課）

(9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進

(第4次日南市男女共同参画プラン P34～P35)

本市では、社会・経済情勢の変化に伴い、多様化する地域課題の解決に向けて、多様な個人・多様な主体との協働による地域づくりを進めています。

性別にかかわらず一人ひとりの人権の尊重・男女の人権の尊重を基盤とする男女共同参画の視点に立った協働による地域づくり、また様々な地域課題の解決を目指す多様な市民活動の促進を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. ファミリーサポートセンター事業・・・445名登録、利用件数416件
2. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）・・・市内6カ所で実施（定員約220名）
放課後子ども教室・・・7教室（平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷学園2教室）
3. 子ども避難所・・・「子ども110番・おたすけハウス」を各学校単位で地域に設置
4. 災害対策基本法の改正に伴う地域防災計画の見直しを行い、主に次のような内容を盛り込んだ。
 - ・各避難所に原則として市職員の管理責任者を男女両方配置すること。
 - ・仮設トイレは、男性に比べ女性の方が混みやすいことから女性トイレの数を多めにすること。
 - ・生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに配備したりするなど配布方法を工夫すること。
5. 防災講演会では、東日本大震災の被災地である宮城県南三陸町の女性職員を講師に招き、女性の視点から防災対策についての講演内容とした。
6. 市民活動団体リーダーの育成
 - ・ひまわり基金リーダー養成事業・・・地域参加のための個人のスキルアップを目的とした人材育成事業 ステップコース14名（うち女性5名）、ジャンプコース 11名（うち女性5名）
7. 観光ボランティアガイドの養成講座・研修等・・・5回（75名参加）
8. 各学校へ企業による出前授業やキャリア教育支援センターによる「よのなか教室」を実施し、地域人材や企業等が連携して子どもたちの教育支援を行っている。また、コミュニティスクール（平岩小中学校）、学校支援地域本部事業（平岩小中学校・東郷学園）を実施し、地域力を生かした教育活動を展開している。

【評価】

1. 各事業とも、男女が地域の対等な構成員として尊重され、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保された取組が行われている。今後も引き続き、地域における男女共同参画講座等を実施していく必要がある。
2. 地域防災計画で避難所運営における女性への配慮は、避難所全体の質の向上につながることであり、男女共同参画の視点を盛り込んだ良い事例であると評価できる。

2. 今後の方向性・検討事項

1. 観光ボランティアガイドの会員数は現在21名（女性14名、男性7名）であり、今後とも、本市を訪れる観光客の満足度の向上を図るため、先進地視察や研修を男女協力して行っていく。（観光振興課）
2. キャリア教育総合推進事業に取り組み、地域や企業と連携して児童生徒の育成を図る。（学校教育課）

(10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P36～P37)

本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政・市民・事業者等が一体となって、協働による推進体制のより一層の整備に取り組み、また、国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、研修機会の充実や啓発活動を展開しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

- 1 「第4次日向市男女共同参画プラン」の進行管理
関係課に平成25年度施策実施状況報告書の提出を依頼し、内部評価を実施。
2. 日向市男女共同参画行政推進会議幹事会・・・年1回開催
3. 日向市男女共同参画行政推進会議・・・年1回開催
4. 日向市男女共同参画推進審議会・・・年1回開催
5. 「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業平成25年度施策実施状況報告書をホームページにおいて公表した。

【評価】

1. 「男女共同参画プラン」に策定された施策の事業評価結果を各課へフィードバックさせることで、次年度の取組が、「男女共同参画の視点」に立った質の高い事業を実施できることに繋がると思われる。その基本となる職員の意識を向上させるため、今後も継続して研修等を行い、男女共同参画の推進に取り組む必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

1. 男女共同参画プランを着実に推進していくため、関係各課及び関係機関等と連携を図りながら、担当課としての役割を果たせるよう努めていく。(地域コミュニティ課)

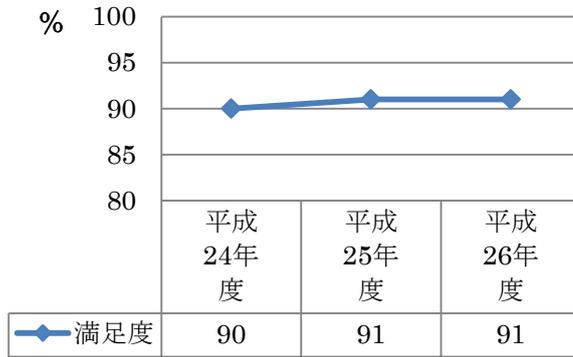
8 関連施策・事業の数値目標

項目	現 状 (平成 23 年度) プラン作成時	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	目標値 【平成 28 年度】
①固定的性別役割分 担意識（「男は仕事、 女は家庭」という考 え）にとらわれない人 の割合	47.4% (平成 22 年度)	—	—	—	60%
②日向市男女共同参 画社会づくり推進ル ーム協議会主催講座 の満足度	—	90%	91%	91%	80%
③家族経営協定 締結農家数	18 戸	23 戸	23 戸	23 戸	22 戸
④ファミリーサポー トセンターの登録者 数	275 人	339 人	380 人	445 人	400 人
⑤審議会等委員に占 める女性の割合	23.5%	23.8%	22.7%	24.0%	40%
⑥市役所の係長職以上 に占める女性の割合 〔市役所の係長職以上の 男女比 (市役所職員の男女比)〕	男 : 女 85.8% : 14.2% (68.4% : 31.6%)	男 : 女 81.1% : 18.9% (67.8% : 32.2%)	男 : 女 80.3% : 19.7% (67.7% : 32.3%)	男 : 女 80.9% : 19.1% (67.2% : 32.8%)	20%
⑦生涯学習人材 バンクの登録者数	105 人	97 人	85 人	92 人	200 人
⑧「仕事と家庭の両立 応援宣言」 [※] を行う企 業数	11 社	22 社	29 社	30 社	30 社
⑨自主防災組織の結 成率	83.5%	89.01%	93.3%	93.4%	100%

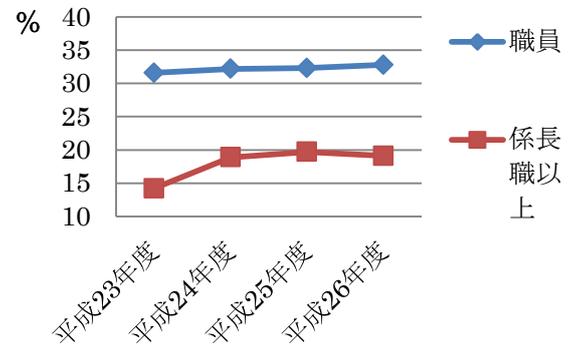
※ 家族経営協定：農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

※ 「仕事と家庭の両立応援宣言」：企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。宣言企業・事業所の登録及び宣言書の交付は県が行う。

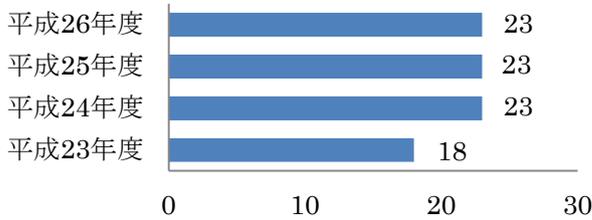
②推進ルーム協議会主催講座の満足度



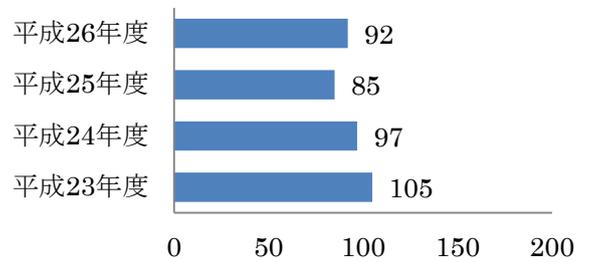
⑥市役所の係長職以上及び職員に占める女性の割合



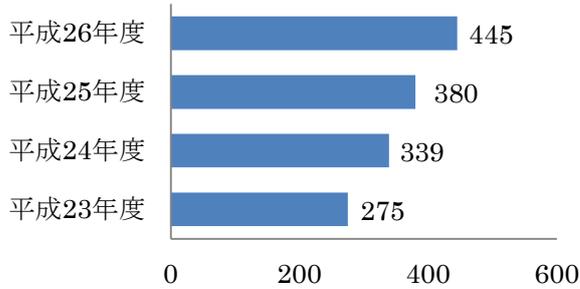
③家族経営協定締結農家数



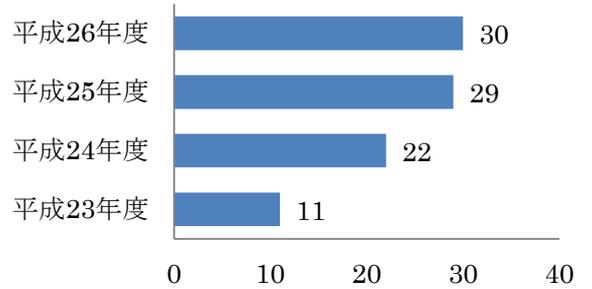
⑦生涯学習人材バンクの登録者数



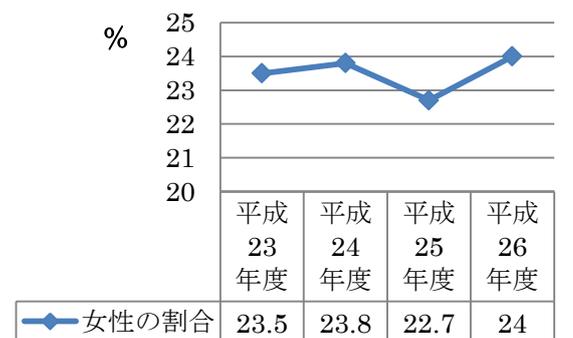
④ファミリーサポートセンターの登録者数



⑧「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数



⑤審議会等委員に占める女性の割合



⑨自主防災組織の結成率



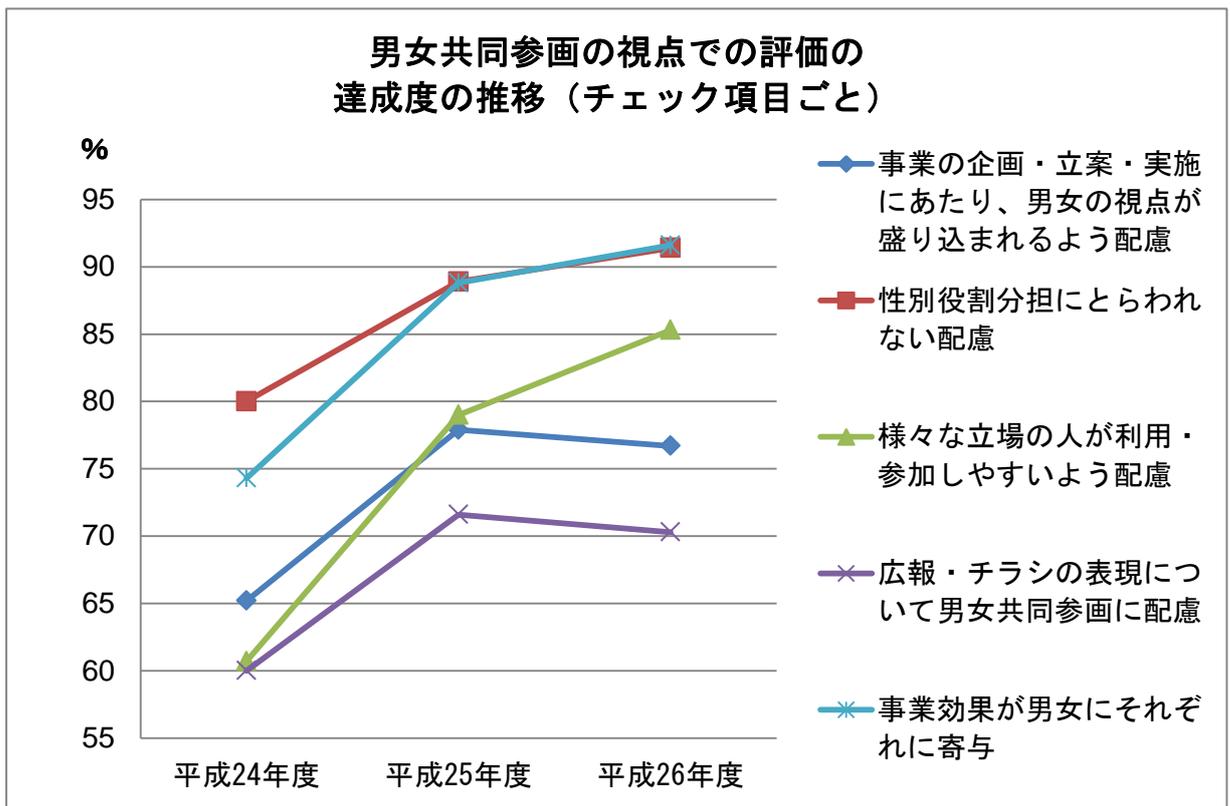
9 総合評価

本市においては、性別にかかわらず、その能力と個性を發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成24年3月に「第4次日向市男女共同参画プラン」を策定し、プランに沿った各事業を実施しています。

プランの推進にあたっては、男女共同参画社会の促進に直接的に影響を及ぼす事業だけではなく、間接的に影響を及ぼす事業においても、施策の策定・実施にあたり「男女共同参画の視点での配慮」を行うことにより、本来の事業成果を得るとともに、男女共同参画社会の形成も促進することが期待できます。このことを踏まえ、事業実施担当課が、「男女共同参画の視点」に立った事業の評価、見直し、改善につなげていくことが重要となります。

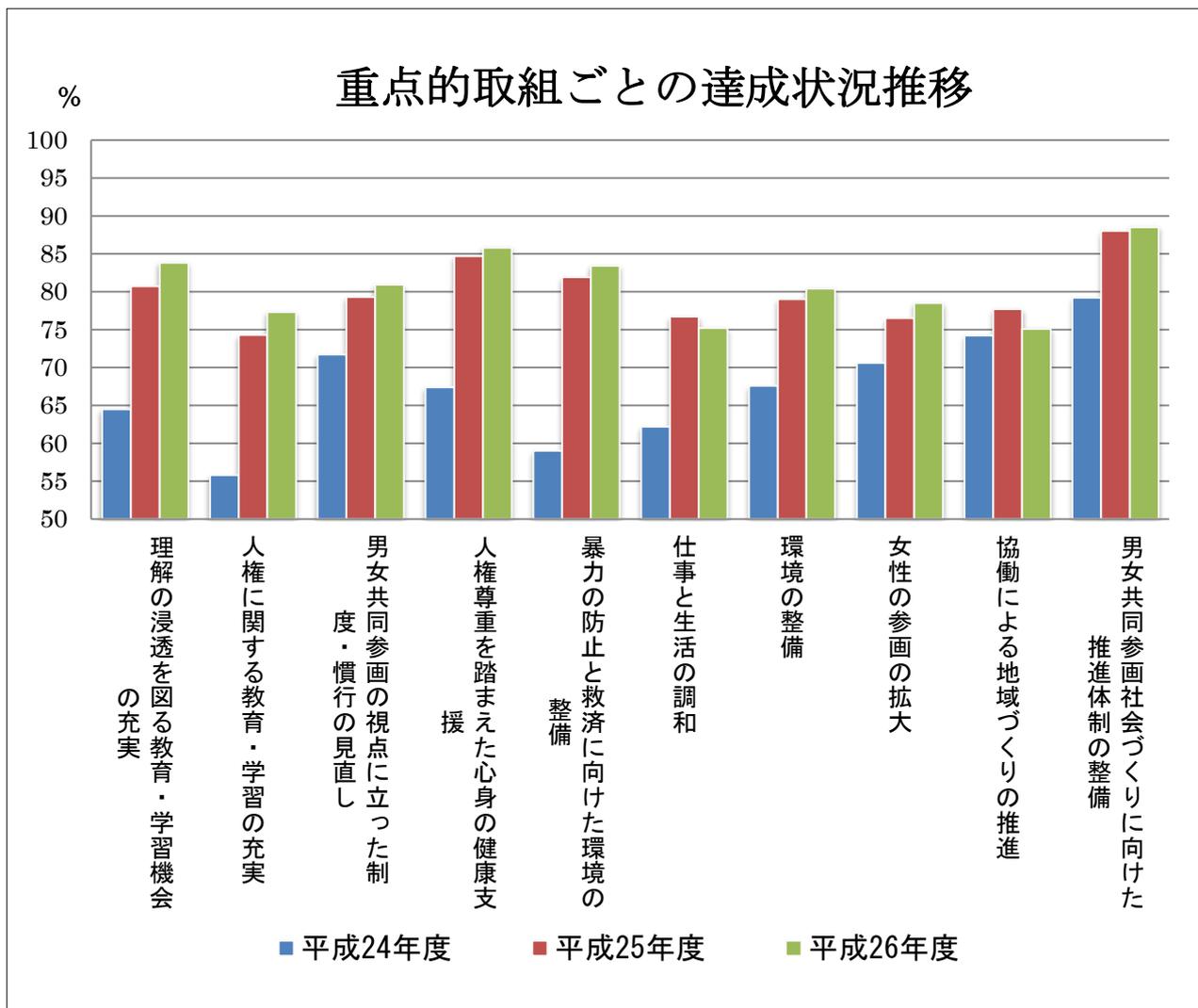
まず、事業実施担当課評価の「チェックポイント5項目」ごとの達成事業数では、「事業の内容が、『男だから』『女だから』という性別を理由とした性別役割分担等にとらわれないものとした」「事業の効果が男性、女性それぞれに寄与した」という2項目で9割を超えています。

一方、「広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫した」という視点での評価は7割程度の達成率となっており、今後も改善が必要です。



また、体系別の事業評価では、達成率が概ね8割**となっています**。実績では、イベントの実施や計画策定等において、「男女共同参画の視点」に立ち、工夫することで、事業内容が市民にとってより良好なものとなっている事例も見られます。

全体的に、前年度と比較し、事業の達成度も上昇しており、職員の意識も少しずつ向上しています。評価結果については、庁内全体で共有し、「改善」につながる工夫を求めていくことが必要です。



次に、プランの数値目標については、目標値に近づいている項目がほとんどですが、「審議会等委員に占める女性の割合」については目標数値から離れている現状にあります。全国的に見ても、「宮崎県内の市町村審議会等における女性委員の割合」は低い傾向にあり、政策・方針決定過程における女性の参画を進める具体的対策を講じていく必要があります。

一方、ワーク・ライフ・バランスの到達度指標である、「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数は、平成23年度の11社から目標である30社に到達し、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備のための積極的な取組が見られました。

以上のように、全体的に目標数値に近づいていますが、今後のプラン推進に向け、特に取組みをすすめていく必要がある課題には、次のものが挙げられます。

まず、(6)「『仕事と生活の調和』に向けた就業環境の整備と生活環境の充実」に関する取組みです。

それぞれが望む「ワーク・ライフ・バランス」を可能にする就業環境の整備については、啓

発や情報提供を行っているものの、事業者への働きかけが十分でない状況もあり、今後は、関係各課において積極的な推進が求められます。

次に、(9)「男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進」に関する取組みについてです。

地域生活の場面において、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く存在します。そういった状況の中、誰もが地域を支える一員であることを認識し、地域に残る慣習やしきたりに左右されない、男女が共に個性と能力を発揮できるような、地域づくりを推進することが求められます。

平成27年8月には、女性の活躍推進法が成立し、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業者それぞれの責務を定め、女性労働者に対する活躍の推進を行なうよう努めることとされています。

これは、日本において、就職を希望していながら働いていない女性が約300万人に上り、出産・育児を理由に離職する女性が依然として多い等、女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況を解決するための施策です。

このような現状から、個人の幸福と社会の活力を共にかなえる男女共同参画社会をめざして、行政と市民、事業所、各関係機関が連携し、一体となった取組を推進していくことが重要です。